

青森県立保健大学と南部町との包括的な連携協力に関する協定書

公立大学法人青森県立保健大学（以下「甲」という。）と南部町（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互の密接な連携と協力により、地域の課題に適切に対応するため、地域住民の健康増進及びヘルスリテラシーの向上等に寄与することを目的とする。

（連携事項及び共同事業（研究）協定）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、保健、医療及び福祉の分野における事業及び研究について連携し協力する。

2 前項各分野において連携、協力及び人材交流を推進する事項等詳細は、共同事業（研究）協定により定める。

3 甲及び乙は、甲乙以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、第三者を含めて共同事業（研究）協定を締結することができる。

4 甲及び乙は、前項により共同事業（研究）協定を締結したとき、当該第三者にこの協定の内容を遵守させなければならない。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、甲又は乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成29年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれかから異議の申立てがない場合は、有効期間をさらに1年間継続するものとする。

2 前項の規定は、同項の規定により継続された期間の更新について準用する。


（その他）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲乙協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年3月29日

甲 青森県青森市浜館間瀬58-1
公立大学法人青森県立保健大学
理事長

上泉和子 

乙 青森県三戸郡南部町大字苦米地
字下宿23-1
南部町長

工藤祐直 